

最新判決情報

2013 年
[8 月分]

○ほっとレモン事件

知財高裁 H25.8.28 H24(行ケ)10352 商標登録取消決定取消請求事件(飯村敏明裁判長)

第 32 類「レモンを加味した清涼飲料, レモンを加味した果実飲料」を指定商品とするカルピス(株)の登録商標「ほっと/レモン」(右上)が、サントリー及びキリンからの異議申立により、法 3-1-3 号に該当するとして、その登録が取消されたので、当該異議決定の取消しが求められた事案である。



一見したところ、本件商標「ほっと/レモン」は、指定商品との関係で、「温かいレモン飲料」をそのまま表示しているように思えるが、「ほっと」には「温かい」の「hot」のほか、使用商標(右下)の上部に小さく「やさしさとけてる、ほっとする」と書かれているように、気持ちが「ほっとする」との意味もかけられているようである。

審査経過をみると、3 条違反として拒絶理由通知が発せられているが、意見書を提出した結果、商標登録されている。



異議申立による取消理由通知に対する意見書から推測するに、カルピス側は、前記の「ほっとする」の意味や周囲の輪郭図形、そして使用による識別性も主張したようであるが、商標公報や IPDL では、審査過程で 3 条 2 項が認められた旨の記載はない。

識別性を否定した異議決定と本件判決とを比べるとほぼ同じ理由付けであるが、本件商標中、平仮名の「ほっと」については「ほっとする」の意味もあるかも知れないが、他社にも多数「温かいレモン飲料」が存在することに照らすと、「ほっと」からは「熱い、温かい」の意味が生ずることは否定できないこと、周囲の輪郭については、使用商標では、右上隅以外の 3 つの隅がレモンの図形などで隠されているため、本件商標の輪郭図形によって本件商標が認識されていたと解することができないこと、使用による識別性については、周知性立証ために提出された調査会社の調査結果においても、本件商標がカルピスの商品を示すものとして需要者が認識しているとは認められないこと、そして、同業他社がカルピスからのクレームにより「ほっとレモン」等の使用を中止ないしは変更したことについては、それは法的紛争を避けるためであって、現にそれらの同業者であるサントリーやキリンからの異議申立によって本件商標の登録が取消されていることを考慮すると、「ほっとレモン」の文字を輪郭線で囲んだ形状の商標を使用した他社飲料メーカーが存在しないことも、識別性なしとする本件における判断を直ちに左右するものではないとして、カルピス側の主張が一蹴されている。

周知性調査の結果が思わしくなかったことを考えると、これを証拠として提出したことが、逆に災いしている面もあるようである。